令和８年度「三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業」
お米・子育て応援券取扱店募集要項

（令和８年５月１４日）

Ⅰ　趣旨

物価高騰下における子育て世帯の家計負担の軽減と、青森県産米の安定的な消費を促進するため、「三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業」によりお米・子育て応援券（以下「応援券」という。）を給付します。

ついては、応援券を利用できる取扱店舗（以下「取扱店舗」という。）を募集するため、必要な事項を定めるものです。

Ⅱ　応援券の概要

発行者	三沢市
応募券額面 （一人あたり）	１冊５，０００円 ※１，０００円券×５枚
給付対象者	令和８年１０月１日現在において当市の住民基本台帳に登録があり、令和９年３月３１日時点で１８歳以下の子どもを養育する世帯主
利用可能期間	令和８年１１月１日から令和９年３月３１日まで

Ⅲ　応援券の利用制限

応援券は、次に掲げる物品の提供等を受けるために利用することはできません。

⑴　不動産又は金融商品

⑵　たばこ事業法（昭和５９年法律第６８号）第２条第３号の製造たばこ

⑶　商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

⑷　国税、地方税、使用料等の公租公課

⑸　前各号に掲げるもののほか、社会通念上応援券の利用対象として発行趣旨にそぐわないもの

Ⅳ　取扱店舗の登録に係る事業者等の応募資格

取扱店舗の登録に係る事業者は、次に掲げる事項を全て満たす者とします。

⑴　三沢市内に店舗を有し、かつ、当該店舗において、応援券の取扱いができること。

⑵　青森県産米（玄米、精米、もち米又は青森県産米を使用したブレンド米）又は青森県産米のパックご飯のいずれかを取り扱っていること。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条）第１６７条の４第２項第２号に該当し、及び刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは同法第１９８条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条の規定による刑の容疑により刑事告訴法（昭和２３年法律第１３１号）に基づく告訴を起訴されていないこと。

⑷　市税（三沢市税条例（昭和４９年１２月２５日条例第３０号）第３条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。

⑸　三沢市の入札停止措置、入札参加除外等の措置を受けていないこと。

⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及び三沢市暴力団排除条例（平成２４年２月１７日条例第１１号）第２条第２号に規定する暴力団関係者でないこと。

⑺　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に基づく許可又は届出の対象となる営業である事業を営んでいないこと。

⑻　特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。

⑼　三沢市が定めた取扱店の責務・応援券取扱厳守事項（別表）を遵守すること。

Ⅴ　取扱店登録申請

１　取扱店登録を行うものは、この要項の内容に同意の上、電子申請フォーム、又は令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業応援券取扱店登録申請書（様式第１号）に必要事項を記入した上で市長が必要と認める書類を添えて、電子申請又は郵送若しくは持参により申請してください。

なお、大型店、量販店、チェーン店、系列店等市内に複数店舗を有する事業者については、店舗ごとに申請が必要です。

⑴　電子申請フォーム：

・【QR コードコードから申請】

スマートフォン等で下記 QR コードを読み取り、申請フォームへアクセスしてください。

・【インターネットから申請】

下記URLからアクセスしてください。

https://logoform.jp/form/8UiV/1598621

⑵　郵送：

〒033-0011　三沢市幸町１丁目７－７　こども未来課

児童・家庭給付グループ

「令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業」担当宛て

⑶　持参：⑵に同じ

２　募集期間

令和８年７月１日（水）から令和８年７月３１日（金）まで

３　登録の決定

申請のあった事業者については、市の審査を経て取扱店舗を決定し、令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業応援券取扱店登録決定通知書（様式第２号）を送付します。

４　取扱店登録の取消

取扱店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業応援券取扱店登録取消通知書（様式第３号）により登録を取り消す場合があります。

⑴　登録申請の内容に虚偽、不備等があったとき。

⑵　取扱店から登録を辞退する申出があったとき。

⑶　Ⅳに定めた応募資格を満たさないと判断されたとき。

⑷　誓約事項を遵守しなかったとき。

Ⅵ　商品券の換金

１　換金期間

令和８年１１月２０日（金）から令和９年４月１２日（月）まで

２　換金方法

取扱店舗は、市が指定する窓口に対し、裏面の所定欄に取扱店名を記入した使用済応援券を添えて令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業応援券取扱店換金請求書(様式第４号)を提出してください。なお、換金は月１回の口座振込とし、振込手数料は、市が負担します。

３　換金の拒否等

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業応援券取扱店違反通知書（様式第５号）により、換金の拒否や返還命令を行う場合があります。

⑴　市に損害を及ぼす行為があったとき。

⑵　Ⅳに定めた応募資格を満たさないと判断されたとき。

Ⅶ　その他

1　他の商品券や割引券との併用については、取扱店舗の判断により可否を決定していただいても構いません。

2　取り扱い店舗登録申請の際に市が取得した店舗情報、個人情報については、本事業実施の範囲内において使用します。

3　この要項に定めるもののほか、その他必要な事項は、市が別に定めるものとします。

附　則

この要項は、公告の日から施行する。

（別表）

取扱店の責務・応援券取扱厳守事項
①取扱店が自ら応援券を自店舗で使用されたかのように偽り、換金する行為等の不正行為は堅く禁止します。尚、不正が発覚した場合は換金を停止します。
②取扱店であることが明確になるよう、後日配布する応援券取扱店ポスターをお客様のわかりやすい場所に掲示して下さい。
③お客様が持ち込んだ商品券について「偽造防止がない」「色合いが明らかに違う」など偽造されたと疑わしい場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報して下さい。但し、こうした応援券を受領した場合、取扱店の責任とします。
④確認用として見本券を配布しますので、応援券を取り扱う全ての方に周知して下さい。
⑤応援券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため応援券裏面の所定欄に取扱店名を必ず記入することとし、既に取扱店の記入がある場合は、受取りを拒否して下さい。
⑥受領した応援券はハサミ等で切り離さないで下さい。切り離された応援券の換金には応じません。
⑦応援券と現金の交換及び売買は行わないで下さい。応援券使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として使用された応援券のみ換金可能です。
⑧応援券額面以下の利用の場合であっても釣銭は出さないで下さい。不足分は現金等で受け取って下さい。
⑨応援券で購入ができない商品等がある場合、他割引企画との併用不可や、ポイント加算対象外などを定める場合は、わかりやすく表示して下さい。
⑩使用期間を過ぎた応援券は受け取らないで下さい。受け取った場合は換金できません。
⑪応援券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責を負いません。

様式第１号（Ｖ-1 関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

所在地又は住所
事 業 所 名
代表者名又は氏名
連絡先電話番号

令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業
応援券取扱店登録申請書

令和８年度「三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業」お米・子育て応援券取扱店募集要項Ⅳに定める要件を満たすことを誓約し、同Ｖ-1 の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　取扱店登録　　別紙のとおり
２　振込口座登録　別紙のとおり
３　添付書類
（１）通帳をお持ちの場合
①振込先通帳表紙写し
②振込先通帳最初の見開きページ写し
（２）当座預金の場合
金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・
口座名義が確認できる口座内容の写し又はキャプチャ
（３）ネットバンキング（ＷＥＢ通帳）の場合
金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・
口座名義が確認できる口座内容のキャプチャ

様式第１号（別紙）

１　応援券取扱店登録

① 住　　所	〒　　－　　【郵便物送付先】	
② 事業所名	フリガナ	
③ 代表者名	フリガナ	代表者 印不要
④ 店舗名 （※取扱店一覧表に掲載します）	フリガナ 【同上】 ※②事業所名と同じ場合は【同上】を〇で囲んでください。	
⑤ 担当者 役職・氏名	フリガナ	
⑥ TEL/E-mail 又はFAX	TEL	E-mail 又はFAX

２　振込口座登録

口座名義			
フリガナ			
金融機関名		店　名	支店
預金種目	普通預金　　当座預金 （該当に〇）	口座番号 （右づめ）	

〔店舗の取扱い商品〕

応援券取扱店の申請は、お米を販売している店舗のみといたします。

〔個人情報の取扱い〕

本申請書で知り得た個人情報については「令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業」に係る業務のみに使用いたします。

様式第２号（Ｖ－３関係）

番　号
年　　月　　日

殿

三沢市長　　印

令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業
応援券取扱店登録決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあったことについて、登録が決定したので令和８年度「三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業」お米・子育て応援券取扱店募集要項Ｖ－３の規定により通知します。

様式第３号（Ｖ－４関係）

番　号
年　　月　　日

殿

三沢市長　　印

令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業
応援券取扱店登録取消通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあったことについて、取消とすることに決定したので令和８年度「三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業」お米・子育て応援券取扱店募集要項Ｖ－４の規定により通知します。

（取消理由）

様式第４号（Ⅵ関係）

年　　月　　日

三沢市長　御中

令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業
応援券取扱店換金請求書

令和８年度「三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業」お米・子育て応援券取扱店募集要項Ⅵ－２の規定により、下記のとおり請求いたします。

三沢市受付印

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①応援券の枚数	②額面金額	請求金額（①×②）
枚	1,000円	円

※切り離さずに提出してください

割印

令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業応援券預り証

①応援券の枚数	②額面金額	請求金額（①×②）
枚	1,000円	円

年　　月　　日

上記のとおり使用済応援券をお預かりいたしました。
令和　　年　　月　　日までに指定口座にお振り込みいたします。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿御中

三沢市長　　印

様式第５号（Ⅵ関係）

番　号
年　　月　　日

殿

三沢市長　　印

令和８年度三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業
応援券取扱店違反通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあったことについて、取消とすることに決定したので令和８年度「三沢市わんぱく家族米で子育て応援事業」お米・子育て応援券取扱店募集要項Ⅵ－３の規定により通知します。

（取消理由）

（措置内容）